

# 買取申出制度の手続き

## 買取り申出の事前相談

30年経過  
の場合

死亡の場合

故障の場合

生産緑地法第10条に係る故障の認定願い

※1カ月程度要する場  
合があります。

生産緑地法第10条に係る故障の認定通知

主たる従事者証明の発行  
(農業委員会)

## 買取申出

買取る旨の通知  
※買取申出から1か月以内

買取らない旨の通知  
※買取申出から1か月以内

価格の協議(成立しない場合は  
収用委員会への裁決申請)

農林漁業希望者へのあっせん

法律の目的に従った適切な管理  
(公園、緑地等として整備)

農地等として  
生産緑地を  
管理

あっせん不調の場合  
には行為制限の解除  
※買取申出から3か月